

株式の贈与・相続税を“ゼロ”に！

中小企業の事業承継税制と金融支援

— 中小企業経営承継円滑化法事業者向け手引き —

神奈川県

目 次

1	事業承継税制の対象になるのはどんな会社？	1
2	新制度「事業承継税制の特例(特例措置)」について教えてほしい	2
3	特例承継計画とは？	3
4	特例措置の手続きの進め方を教えてほしい	4
5	納税猶予を受けるための認定要件を教えてほしい 『チェックシートによる制度の対象となるかの簡易判断』	6
6	株式取得等に向けた資金調達方法を教えてほしい	9



後継者も決まって事業承継を進めたいが、自社の株式を贈与する際の税金の負担が厳しそうだ。何か良い手立てはないかなあ！

中小企業の経営者が事業承継を進めるに際しての大きなポイントの一つに、自社の株式を後継者に円滑に承継するという点があります。中小企業経営承継円滑化法に基づく事業承継税制は、こうした悩みにお応えするものです。

でも、税制って難しくて、よく解らないというのが本音ではないでしょうか。

神奈川県では、中小企業の皆様に中小企業経営承継円滑化法に基づく事業承継税制をご活用いただき、事業承継を進めていただくことを応援するため、本冊子『株式の贈与・相続税を“ゼロ”に！ 中小企業の事業承継税制と金融支援』を作成しました。

事業承継税制について詳しい知識のない方でも理解できるよう、自分は制度の利用が可能なのか、どのような手続きが必要になるかなど、基本的な事項のみご案内し、本制度の利用に繋げていただくことを目的に作成しました。

中小企業の皆さまには、本冊子をお読みいただき、円滑な事業承継を進める際の参考にしていただきますようお願いいたします。



事業承継税制を利用するとしても、自分の会社がその対象となるのか分からない。対象となる会社の大まかな姿を教えてください。

事業承継税制は、中小企業の先代経営者から後継者へ株式を贈与／相続するに当たり、その贈与税／相続税を納税猶予する制度です。

①中小企業（会社）である、②後継者が決まって経営を交代する、③先代経営者から後継者へ自社の株式を贈与／相続することで贈与税／相続税が発生する場合で、④認定要件を満たし継続していく計画であることが必要です。

なお、認定を受けても税務署の判断で納税猶予されない場合がありますので、税務署にもご確認ください。



中小企業の範囲については、中小企業基本法より範囲を拡大して定められています。株式会社、有限会社などの会社のみが対象になります。

経営の交代に際し、先代経営者から後継者へ株式を贈与／相続するに当たり贈与税／相続税が発生する場合に利用ができます。



贈与の場合には、後継者が①贈与の時点で20歳以上であること、②贈与日まで続けて3年以上役員に就いていることが必要です。
相続の場合には、先代経営者が60歳以上の場合、後継者が相続の直前に役員であることが必要になります。

贈与／相続する場合において、株式の価格によっては、贈与税や相続税が基礎控除の範囲内に収まり税金そのものが発生しない場合もあります。

まずは、税理士等の専門家の方に相談して、自社の株式の価額や税額がいくらになるかを確認しましょう！



事業承継税制は、認定要件に合致し、認定後も継続して同要件を維持する場合に限り適用される制度です。認定要件の詳細については、P6～8で説明してありますのでご確認ください。



P7の先代経営者の要件で、「代表者であった時期及び贈与／相続の直前に、①先代経営者とその親族などの同族関係者で総議決権数の過半数（50%超）を保有しており、②これらの者の中で筆頭株主（後継者を除く）」とあるが、当社の場合は該当するので使えそうだな！
もう少し詳しく知りたいな！



平成30年度の税制改正により、これまでよりも使い易い制度になったと聞いている。
新制度の概要について教えてほしい。

主な点として、

- ① 納税猶予の対象が100%へ拡大（対象株式数2/3上限の撤廃、相続時の猶予割合を80%→100%へ拡大）
- ② 雇用維持要件（常時使用する従業員の数が5年間平均で8割維持）を下回っても、一定の理由がある場合には納税猶予を継続
- ③ 先代経営者を筆頭に複数の株主から最大3名の後継者に対する贈与・相続も対象

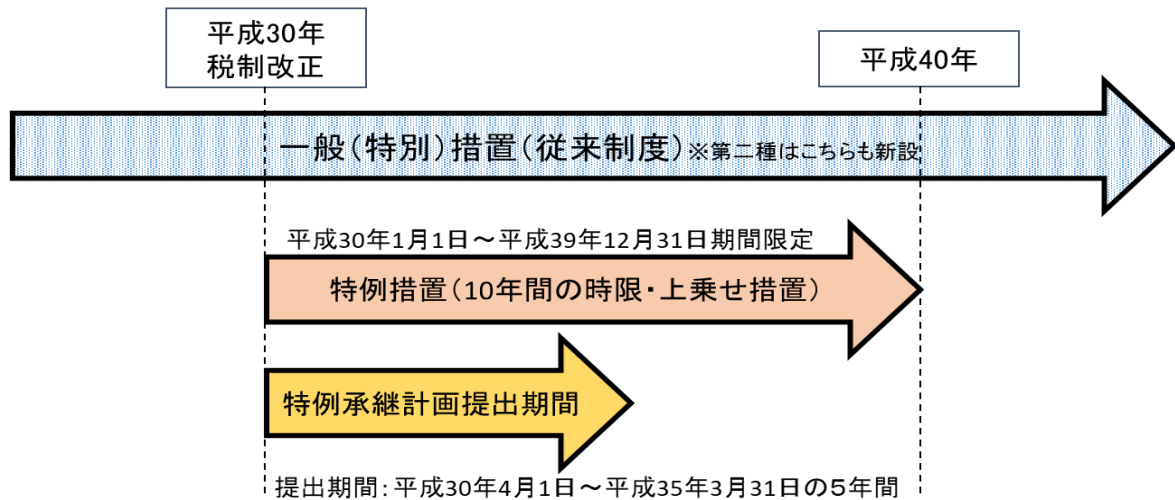
など、従来の制度よりも大幅に拡充されています。



新制度「事業承継税制の特例（特例措置）」は、10年間の時限措置（平成30年1月1日～平成39年12月31日）として、これまでの一般措置に上乗せする形で創設されました。

【平成30年税制改正】

⇒ 「従来制度」に加え、「特例措置」（時限・上乗せ措置）が創設された！



特例措置期間の10年間を経過した場合又は特例承継計画提出期間（平成30年4月1日～平成35年3月31日の5年間）内に「特例承継計画」を県に提出し確認を受けていない場合には新制度は適用されませんので注意が必要です。



新しく「特例承継計画」ってものを作成すると聞いたけど、どんなものを作ればいいのか？

特例承継計画は、2枚程度の簡易な内容です！
認定経営革新等支援機関（税理士、公認会計士、金融機関、商工会、商工会議所等で国が認定した機関）に指導・助言を受けて意見書を記載してもらい、
 県に提出して確認を受けます。



1 会社について	
主たる事業内容	
資本金額又は出資の総額	円
常時使用する従業員の数	人
2 特例代表者について	
特例代表者の氏名	
代表権の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無（退任日 年 月 日）
3 特例後継者について	
特例後継者の氏名（1）	
特例後継者の氏名（2）	
特例後継者の氏名（3）	
4 特例代表者が有する株式等を特例後継者が取得するまでの期間における経営の計画について	
株式を承継する時期（予定）	年月 ～ 年月
当該時期までの経営上の課題	
当該課題への対応	
5 特例後継者が株式等を承継した後5年間の経営計画	
実施時期	具体的な実施内容
1年目	
2年目	
3年目	
4年目	
5年目	

まずは、現経営者から後継者へのバトンタッチの時期や方法等を整理し、それに基づき特例承継計画を作成することが大事です。





是非、この制度を利用してみたいと思うが、手続きをどのように進めたらいいのか？
分りやすく教えてほしい。

大きくは、「特例承継計画の作成」「計画の確認申請」「贈与の実行／相続の開始」「県へ認定申請」「税務署へ申告」といった流れになります。提出にあたり、基準となる日を押さえるようにしてください。



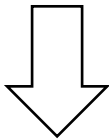
贈与税・相続税の納税猶予を受けるには、「特例承継計画の提出」「認定申請書の提出」「税務署への申告」が必要です。認定後には、「県への5年間の報告」「税務署へ5年間の継続届出書の提出」が、6年目以降においては「税務署への3年に1回の継続届出書の提出」が必要になります。



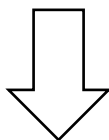
手続きには提出期限が明確に定められており、期限を過ぎると猶予を受けることができなくなりますので、注意が必要です。



- ・申請企業が作成し、認定支援機関（税理士、公認会計士、金融機関、商工会、商工会議所等で国の認定を受けた機関）が所見等（指導・助言）を記載。

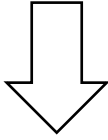


- ・平成35（2023）年3月31日まで提出可能。
- ・この提出期限までは、納税猶予の認定申請と併せて提出が可能。
- ・県から確認書を交付。

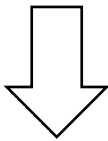




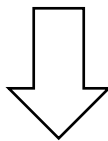
- ・贈与又は相続後、「認定申請基準日」(*)以降に申請書を作成。



- ・贈与の翌年1月15日まで(贈与の認定申請期限)に、県へ特例承継計画・確認書を添付し申請。
- ・相続の開始後8ヶ月以内(相続の認定申請期限)に、県へ特例承継計画・確認書を添付し申請。
- ・県から認定書を交付。



- ・贈与の翌年3月15日まで(贈与の納税猶予の申告期限)に、県の認定書を添付して申告。
- ・相続の開始後10ヶ月以内(相続の納税猶予の申告期限)に、県の認定書を添付して申告。
- ・認定を受けても税務署の判断で納税猶予されない場合あり。



- ・納税猶予の申告期限の翌日から1年を経過するごとの日を「報告基準日」として、5年間は毎年「年次報告書」を作成し、県へ報告。
- ・県が交付する年次報告の確認書を添えて、税務署に届出書を提出。
- ・5年経過後は、免除されない限り3年に1回税務署へ届出。

* 「認定申請基準日」は、次のとおりです！

〔贈与の場合〕

贈与日が1/1～10/15の場合は10/15

贈与日が10/16～12/31の場合は贈与日

〔相続の場合〕

相続開始後5ヶ月の時点

なお、認定申請は、上記の認定申請基準日以降、認定申請期限までの間に県へ申請します。



次に、「先代経営者」の主な要件です！
自社が要件を満たすか確認してみてください。



(贈与・相続共通)

- 特例承継計画に記載された先代経営者であること
- 会社の代表者であったこと
- 代表者であった時期及び贈与／相続の直前に、
 - ①先代経営者とその親族などの同族関係者で総議決権数の過半数（50%超）を保有しており、
 - ②これらの者の中で筆頭株主（後継者を除く）であったこと
- 既に事業承継税制の適用に係る贈与をしていないこと

(贈与のみ)

- 贈与時に代表者を退任していること
- 一定数以上の株式等を贈与すること
 - <後継者1人の場合>
 - ◆先代経営者＋後継者の保有議決権数が2/3以上である場合
→贈与後の後継者の議決権数が2/3以上となるように贈与
 - ◆先代経営者＋後継者の保有議決権数が2/3未満である場合
→先代経営者が保有する議決権株式等のすべてを贈与
 - <後継者2人又は3人の場合>
 - ◆贈与後に、それぞれの後継者の議決権数が10%以上であり、かつ、先代経営者よりも多くの議決権数を有するように贈与
(後継者が同族関係者の中で上位2位又は3位以内となるようにする)



最初、認定要件を見た時は、目まいがしたけれど、一つ一つ見ていくと、当たり前のような要件もあり、思ったより簡単だったよ！
専門用語で分かり難い部分は、税理士さんに教わったり、国のマニュアルの用語・定義等を見て、何とか理解できるようになったかな！？

ちなみに事業承継税制では、
‘先代経営者’からの贈与／相続を「第一種」
‘先代経営者以外の株主’からの贈与／相続を「第二種」と呼んでいます。





続いて、「先代経営者以外の株主」の主な要件です！
自社が要件を満たすか確認してみてください。

(贈与・相続共通)

- 先代経営者から贈与／相続（本制度適用）以後に、贈与を行った者／相続が開始した者であること
（先代経営者からの贈与／相続に係る事業承継税制の適用の認定有効期間内（5年間）に、贈与税／相続税の申告期限が到来する場合に限り）
- 会社の代表者でないこと
- 既に事業承継税制の適用に係る贈与をしていないこと

(贈与のみ)

- 一定数以上の株式等を贈与すること
＜後継者 1 人の場合＞
 - ◆ 当該先代経営者以外の株主＋後継者の保有議決権数が 2/3 以上である場合
→ 贈与後の後継者の議決権数が 2/3 以上となるように贈与
 - ◆ 当該先代経営者以外の株主＋後継者の保有議決権数が 2/3 未満である場合
→ 当該先代経営者以外の株主が保有する議決権株式等のすべてを贈与
- ＜後継者 2 人又は 3 人の場合＞
 - ◆ 贈与後に、それぞれの後継者の議決権数が 10% 以上であり、かつ、当該先代経営者以外の株主よりも多くの議決権数を有するように贈与
（後継者が同族関係者の中で上位 2 位又は 3 位以内となるようにする）

最後に、「後継者」の主な要件です！
あと一息です！自社が要件を満たすか確認してみてください。



(贈与・相続共通)

- 特例承継計画に記載された後継者であること
- 贈与日／相続開始日以降、後継者とその親族などの同族関係者で総議決権数の過半数を保有していること
- 納税猶予対象株式を継続して保有していること
- その会社の株式等について、一般措置の適用を受けていないこと
- ＜後継者 1 人の場合＞同族関係者の中で筆頭株主であること
- ＜後継者複数の場合＞各後継者が 10% 以上の議決権を有し、かつ、同族関係者の中で上位 2 位以内（後継者 2 人の場合）又は 3 位以内（後継者 3 人の場合）であること

(贈与のみ)

- 贈与時に 20 歳以上の代表者であり、かつ、贈与の直前において 3 年以上役員であること

(相続のみ)

- 相続開始の直前において役員（先代経営者が 60 歳未満で死亡した場合を除く）であり、かつ相続開始後 5 ヶ月目の日以降、代表者であること



税制を上手く活用するほかに、会社及び現代表者以外の者が保有する株式や事業用資産買い取りの際に利用可能な金融支援制度があると聞いている。その内容を教えてほしい。

本制度には「日本政策金融公庫の融資」と「信用保証の拡大」がありますが、必ず、金融機関と制度の利用について、事前相談を行うようにしてください。
また、本制度以外にも、神奈川県中小企業制度融資（事業承継関連融資）がご利用いただけますので、ご利用ください。



先代経営者の退任又は死亡により事業承継する際には、多額の資金ニーズが発生する場合があります。こうした際にご利用いただくものですが、都道府県知事の認定、その後の金融機関における審査が必要となります。制度の概要等は次のとおりです。

- 代表者個人（後継者）に対する日本政策金融公庫の融資（特別利率）
- 信用保証の拡大（通常の保証枠と同額を別枠化、代表者個人（後継者）への保証）

- 中小企業または個人事業主であること
 - 上場会社等でないこと
 - 経営の交代が発生し、資金が必要なこと
- *原則として、後継者が代表者に就任していることが必要ですが、経営者が、健康状態、年齢等の事情により、継続的・安定的な経営が困難である場合や、役員又は親族以外の第三者に承継する場合には、後継者が代表就任前でも、制度の利用が可能です。

- ① 金融機関と制度の利用について、事前相談を行う。
- ② 制度の要件等に合致することについて、県知事あて認定の申請をする。なお、県知事の認定が融資実行を保証するものではありません。
- ③ 認定取得後、日本政策金融公庫や金融機関へ申し込みをする。